

平成24年第9回

荒川区教育委員会定例会

平成24年5月18日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

平成24年荒川区教育委員会第9回定例会

1 日 時 平成24年5月18日 午後1時30分

2 場 所 特別会議室

3 出席委員 委 員 長 小 林 敦 子
委 員 高 野 照 夫
委 員 高 田 昭 仁
教 育 長 川 寄 祐 弘

4 欠席委員 委員長職務代理者 青 山 侑

4 出席職員 教 育 部 長 谷 嶋 弘
教 育 総 務 課 長 佐 藤 泰 祥
教 育 施 設 課 長 丹 雅 敏
学 務 課 長 平 賀 隆
社 会 教 育 課 長 山 本 吉 毅
社 会 体 育 課 長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南 千 住 図 書 館 長 小 堀 明 美
書 記 瀬 下 清
書 記 浅 沼 佳 子
書 記 湯 田 道 徳
書 記 渡 部 由 香

(1) 審議事項

第16号 文化財保護審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

ア 平成24年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について

イ 第3回荒川区ドッジビーチャレンジ大会の開催について

ウ 学校パワーアップ事業の成果報告について

エ 公立学校教職員の処分について（報告）

（3） その他

○委員長 では、ただいまから荒川区教育委員会第9回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。4名出席でございます。

会議録の署名委員は、高野委員及び高田委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

○教育長 本日の審議、よろしくお願いいたします。

○委員長 3月9日開催の第5回定例会の会議録及び3月23日開催の第6回定例会の会議録につきましては、前回の定例会にて配付いたしまして、この間、確認等をしていただきました。本日、特に委員から意見等がなければ承認したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、承認いたします。

本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は審議事項が1件、報告事項が4件でございます。

初めに、議案の審議を行います。

議案第16号「文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。議案第16号について説明をお願いいたします。

○社会教育課長 では、議案第16号「荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

提案理由でございます。文化財保護審議会の郷土史分野について、委員1名を再任するものでございます。

内容でございます。再任する委員についてでございます。氏名、石塚昭一郎。住所、荒川区南千住5-7-12。役職等、荒川区指定無形文化財保持者、荒川区伝統工芸技術保存会前会長・社会教育委員。年齢、77歳でございます。

任期につきましては、平成24年6月13日から平成26年6月12日までの2年間でございます。

年齢については、平成24年4月1日現在でございます。

委嘱後でございますが、文化財保護審議会の委員、構成メンバーについては下表のとおりで7名でございます。

絵画・彫刻・工芸品分野につきましては、会長でございます河合正朝様。建造物については副会長、伊藤裕久様。考古資料・史跡については山本暉久委員。有形民俗・無形民俗・工芸技術につきましては八木橋伸浩委員。古文書・書籍・典籍・歴史資料については岩淵令治委員。工芸技術・史跡については志村勉委員。郷土史については、今回の再任をさせていただく予定でございます石塚昭一郎委員でございます。

なお、1から6の他の委員の任期につきましては、平成23年4月1日から25年3月31日、今年度末までということになってございます。

参考までに文化財保護条例の組織の部分と委員の任期について記載をさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第16号について意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論を終了いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議ないものと認めます。議案第16号「文化財保護審議会委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

初めに、「平成24年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について」、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 平成24年度の荒川区登録・指定文化財の諮問（案）についてでございます。

内容については大きく3点ございます。1点目でございますが、荒川区登録文化財についてでございます。下記の文化財を荒川区登録文化財とすること及び保持者として認定することでございます。

種別としては無形文化財工芸技術、名称、鍛金、所有者等は富士豊二さん。所在地は記載のとおりでございます。

もう1点が有形民俗文化財でございます。日暮里山車人形・源為朝、所有者は諏方神社でございます。所在地は記載のとおりでございます。

2つ目、荒川区指定文化財についてでございます。下記の文化財を荒川区指定文化財とすること及び保持者として認定することでございます。

内容的には3点ございます。種別でございますが、無形文化財工芸技術、刷毛、齋藤正一郎様、所在地は記載のとおりでございます。

また、記念物史跡は2点ございます。1点目が富士塚、これは素盞雄神社が所有者になってございます。所在地等については記載のとおりでございます。

同じく記念物史跡でございますが、同じ名称で富士塚でございます。所有者は石浜神社でござ

います。所在地等は記載のとおりになってございます。

3点目でございますが、荒川区指定文化財の修理保存についてでございます。下記の文化財の修理保存について審議することでございます。種別といたしましては有形民俗文化財、三河島山車人形・稲田姫、所有者につきましては荒川四丁目西仲睦会・荒川文化会・大西町会・荒川宮地町会でございます。所在については記載の住所地に記載でございます。

詳しい内容については、ふるさと文化館の館長から御説明させていただきます。

○ふるさと文化館館長 それでは、内容につきまして、文化館館長野尻が説明させていただきます。

御手元に説明資料と写真がございますので、併せてごらんください。

まず、登録文化財、無形文化財（工芸技術）、鍛金の福士豊二さん。昭和19年11月11日生まれで、現在67歳になります。東日暮里四丁目の方で工房を持っていらしてお仕事をされております。青森県生まれで、15歳のときに上京いたしまして、福士さんのおじ様であります奈良勇蔵さんの下で修行を積んでいます。奈良勇蔵さんというのは東京銀器の祖と言われている平田派の技術を受け継ぐすぐれた職人さんです。

保持者は昭和45年に独立いたしまして、北区、豊島区、葛飾区を経まして、昭和62年に東尾久に転居いたしまして、20年間仕事場をそこで構え、最近平成17年に東日暮里の方に転居されたそうです。

福士さんがおつくりになる作品ですが、花器や酒器など、または飾り扇などを手がけています。平成5年になりまして北区にお住まいなのですが、人間国宝の奥山峰石さんの下でも学んでいらっしやいます。

平成11年度には伝統工芸士に認定されています。

写真を見ていただきますと、福士さんの作品が出ておりますが、この花器ですけれどもアヤメですか、こちらの模様に入れ方、これは打込象嵌という技法によるものなのですから、このおわんを打ち出しでつくる鍛金の技術。それから、こういった模様をつける象嵌の技術を持っていらっしやるということで、これまでの荒川区内の鍛金の職人さんとはまた技術的に異なるかと思えます。非常に美しい花器をおつくりになるその技術は、恐らく奥山峰石先生の技術を習って身につけたものだと思います。

続きまして、有形民俗文化財、日暮里山車人形・源為朝ですが、こちらは西日暮里三丁目の諏方神社境内に置かれているものです。谷中・日暮里総鎮守であります諏方神社のお祭りのときに、昔は町じゅうを引き回していたのですけれども、大正時代に氏子の有志でつくりました祖崇会という保持団体が管理するようになりました。お祭りのときに引き回していたところが、交通事情ですとか電線がたくさん町じゅうに張られたことによりまして引き回すことができなくなって、

神社に飾るようになったということでございます。

一時期みこしの蔵に保存されておりましたけれども、平成元年に台東区の谷中に人形師の面六さんという工房があるのですけれども、そちらで修理を行ったということです。現在は神楽殿の中に飾られております。ただ、神楽殿は常々、普通は扉が閉まっております、毎月1日と、それからお祭りのときだけ公開されます。

このお人形をつくったのは、幕末から明治期に活躍した古川長延と考えられております。

写真の方を見ていただきますと、これは諏方神社の神楽殿でお神楽を、江戸の里神楽を奉納しているところの後ろ側に為朝像が立っているのがわかるかと思えます。顔につきましてはこのようちょっと目がぱっちりとした顔立ちになっておりますけれども、これは面六さんがちょっと修理したときに若干前の顔を変えてしまったかなというところがございます。文化的な修理ではなくて、人形師としてのお仕事をされたということで、どうも昔の写真とは顔立ちが違って、現代風かなと思っております。

続きまして、指定文化財ですが、無形文化財（工芸技術）、刷毛、齋藤正一郎さん、昭和11年5月15日生まれで75歳になります。区役所のすぐ近くの荒川二丁目でお仕事をされています。福島県生まれで、高校を卒業した後は民間企業で働いていらしたのですけれども、元荒川区登録無形文化財の保持者であります齋藤佐太郎さんと養子縁組をしまして、齋藤家の家業である刷毛づくりに従事するようになったということでございます。

主に北海道ですとか京都、奈良のシカの毛を材料に丸刷毛だとか引き刷毛、直し刷毛といった染め物専用の刷毛をつくっていらっしゃいます。ですから、一般のお家庭でお使いになるような刷毛とかペンキ屋さんが使う刷毛ではなくて、染物屋さんがお使いになるものをつくっていらっしゃるということです。

平成8年度区登録無形文化財保持者に認定されております。ちなみにお父様の佐太郎さんはお亡くなりになっていらっしゃいます。

齋藤さんのお仕事の様子ですけれども、写真を掲載させていただきましたが、手元で何かふわふわしたものを扱っていますが、これはシカ毛にきれいに空気を入れながら、後で束ねられるような作業をしているところです。これが結構技術が要るところでございます。

下に置いてありますものが、齋藤さんのおつくりになる刷毛で、齋藤さんの刷毛がないと染め物ができないような職人さんがたくさんいらっしゃると聞いております。伝統技術展でも小学生にこの刷毛の説明をすごく熱心にやったださっておりますし、教育委員会にもいつもご協力をいただいているところでございます。

続きまして、記念物（史跡）、富士塚。これは南千住六丁目の文化館の隣にあります素盞雄神社境内に築かれた富士塚でございます。元治元年、幕末ですが、この素盞雄神社の神様があらわ

れたという瑞光石という石があるのですが、その石の上に富士塚をつくってしまったといいますが、護神起のところに幕末期、江戸じゅうではやりました富士講の人たちが富士塚をつくったということでございます。

実はこの富士塚は典型的な富士塚と研究者の中で言われております富士山を本当に模して、富士山に転がっている溶岩を拾ってきて、その溶岩を配置してより富士山らしくつくっているという本格的富士塚でございます。人穴ですとか奥宮といった本来富士山にあるような構造物もつくられているという非常に珍しい、荒川区内ではこれだけが本格的な富士塚として残っているものでございます。

また、慶応2年から大正時代にかけて石像物がたくさんつくられておまして、20基ほどこの富士塚の上に乗っています。この富士塚のことを素盞雄神社、または氏子の方々は「御富士様」と呼んでいます。

南千住富士と呼ばれておまして、東京七富士巡りというコースがありまして、富士講の信者たちがこちらによくお参りに来ていたようです。現在は残念ながら富士講は解体してしまっていて、区内のこの富士塚を信仰している方々はいらっしゃいません。

平成18年度区登録記念物（史跡）に登録されました。

もう一つ、区内には富士塚がございまして、石浜神社、南千住三丁目の白髭橋のすぐたもとにある神社に築かれた富士塚でございます。石浜神社のあたりは隅田川に面しておまして、特に富士山を眺めるためにふさわしいという場所として、中世以来よく随筆ですとか日記などに出てくる場所なのですが、その富士山を眺めるにふさわしい場所につくられた富士塚でございます。

こちらには宝暦8年、1758年の銘が記されております石碑がございまして、こちらに「富士遥拝所」という言葉が書いてあります。恐らくこの宝暦8年が石浜神社の富士塚が最初につくられた年代と推定しています。この年代を造築年としますと、実は東京都内で最も古いという富士塚は、早稲田大学の構内にもともとありました高田富士と呼ばれている富士塚だったのですけれども。

○委員長 構内ですか。

○ふるさと文化館長 はい。実はこれ、早稲田大学の建築工事のときに削られてしまっていて。

○委員長 本当ですか、だめですね。

○ふるさと文化館長 現在残っておりません。

○委員長 ちゃんと保護しないとイケないです。

○ふるさと文化館長 当時話題になったそうですけれども、残念ながらもう高田富士はないのです。

○委員長 そうですか。

○ふるさと文化館長 その最も古いという高田富士よりもさらに20年も早く築造された可能性が

あるということが現在考えられております。ただ、素盞雄神社の富士塚、または高田富士の富士塚につきましては、富士講の信者がつくったものですが、この石浜神社の富士塚につきましては、もしかするとその富士講の流行の前の富士山を単に信仰していた人たちによってつくられた可能性があるということなので、これから審議会の方の先生に御審議していただければと考えております。

石浜神社につきましては、近代になりまして開発に伴ってあちこちに移転しているのです。そのためこの富士塚も点々としております。現在の富士塚はスーパー堤防がつけられたときなのですけれども、昭和63年に移転して新しく築造されたものということで、形態、前の形態が残っている素盞雄神社に比して形状をどう考えるかというところで先生方の御審議をいただこうかと考えております。

平成18年度区登録記念物（史跡）に登録させていただいております。

最後になりますが、指定文化財の修理・保存についてということで、こちらは有形民俗文化財、三河島山車人形・稲田姫という山車人形がございまして、荒川地区の区役所の周りのあたりですが荒川四丁目西仲睦会、荒川文化会、大西町会、荒川宮地町会の4町会で保持しているものでございます。祭礼のたびに飾るのですが、この4町会が年番制で回しながら組み立てるということになっています。ちなみに今年は素盞雄神社の本祭りに当たりますので、現在は素盞雄神社の神楽殿に飾られております。

山車人形について説明させていただきますが、もともと三河島村には山車人形が3体ございました。一つはこの稲田姫、もう一つは荒川中央町会が持っています熊坂長範、それと稲田姫のだんなさんであります素盞雄命の像がございました。しかしながら、素盞雄命につきましては戦争の際にどうも紛失した、もしかしたら焼けてしまったのではないかとと言われております。

この山車人形につきましては、古川長延という、先ほど諏方神社の山車人形も同じ作家ですが、幕末期に活躍した古川長延の作と言われておりまして、ちゃんと収納箱にもその長延がつくったという墨書が残っていますし、頭を入れている箱にも文久元年という幕末期の年号が記されております。

しかしながら、毎年毎年飾っておりますので、だんだん衣装が傷んできたり、人形の顔にちょっと亀裂が入ったりしておりまして、以前から4町会の方からどんな修理方法がいいか指導してほしいという申し出がございました。昨年9月ごろ4町会が新しく稲田姫保存会という新しい団体をつくりまして、本格的に維持管理に臨みたいという御要望もこちらの方に来ておりまして、今回改めて文化財保護審議会に修理のあり方ですとか、保存の現状でよいかとか、そういったところを御審議していただいて、方向性を示していただきたいと考えております。

以上が、今回の登録指定文化財の諮問についての説明になります。

○委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

○高田委員 大変よくわかりました。素盞雄神社の富士塚は昔からのそのまま、文化館で発表した冊子に20基ほどある石碑の説明がすごく詳しく出ていました。

○ふるさと文化館長 はい。

○高田委員 これはすばらしい富士塚だと思います。石浜神社の富士塚は移転したものだから、昔の姿より大きくなっていないですか。

○ふるさと文化館長 そうなのです。昔の姿よりも大きくなっていますし、前はクロボクが使われていなかったのですが、この機にクロボクがたくさん使われておりまして、形状は相当変わっています。

○高田委員 昔、丸石がこう埋め込んであったような……。

○ふるさと文化館長 そうです、はい。こんもりとしたかわいらしい形をしていたのですが、

○高田委員 今この写真を見てびっくりしました。

○ふるさと文化館長 はい。本格的富士塚にちょっと築造されてしまったと言うのですか。ただ、史跡ということでございますので、ものを考えている、その場を考えるとということで指定にさせていただければと考えております。

○高田委員 上の方に大きな石が乗っているのは、地震で落ちないのですか。

○ふるさと文化館長 一応コンクリートで固めてありましたので。

○高田委員 固めてあるのですか。

○ふるさと文化館長 はい、この間見に行きましたらちゃんと立っておりました。

○高田委員 移転してから初めて見ました。

それから、稲田姫の保存会の設立のときに去年参加してお人形の話をしていろいろ聞いてきて、ぜひ修復してきちんとしてもらいたいなどは思いますが、修復は幾らぐらいかかるのですか。

○ふるさと文化館長 具体的に金額をまだ出したことがないのですが、幕末につくられた衣装を修理するとなりますと、相当の金額がかかるかなと考えております。また、それを修理するか、もしくはレプリカにかえて元のをそのまま保存するかというような考え方もあると聞いておりますので、そのあたりも含めて先生方にお聞きしたいと考えております。どちらにしても相当な金額はかかるかと思えます。

ただ、以前繊維の専門の先生にお見せしたことがあるのですが、文化財の繊維ではなくて、この生地はもう今の職人ではできないのではないかという言い方をされていました。

○委員長 そうですか。

○ふるさと文化館長 相当高度な技術と、いい素材を使っていますので。そうすると、いじるよりもレプリカの方ということももちろん考えなければいけないかなとは思っています。

○高田委員 レプリカだと、毎年出して展示したりするときに多分楽だと思いますが、修理してそれをやると、組み立てたり、しまったりするとき大変だと思います。

○ふるさと文化館長 そうです。とにかく、畳むとそこから生地が切れてしまうという状況ですので、その畳み方も恐らく指導を受けないとまずいかなと考えております。先週の日曜日から飾りつけをしまして、お祭りの最後の日あたりまで飾られているので、ぜひ皆さんに見ていただいて関心を寄せていただいているのですけれども、2メートルぐらいある大きな人形です。

○高田委員 素盞雄神社の神楽殿に今飾ってあるのでしょうか。

○ふるさと文化館長 はい。

○高田委員 前はあそこの町会の神酒所にありましたよね。

○ふるさと文化館長 はい、そうです。陰祭りのときは町会の神酒所に飾ることになっております。ただ、神酒所がだんだん手狭になってきまして、ここ数年は三河島稲荷の拝殿に飾られるのが何か慣例のようになってきてしまっています。年番制だけは残っているのですが……。

○高田委員 熊坂長範の像は座っているからさほどではないですが、稲田姫は立っているからすごいです。

○ふるさと文化館長 そうです、高さが長いという感じです。

○教育長 身長とか、横の大きさとか記載した方がいいですね。

○ふるさと文化館長 一応採寸は前回の指定文化財のときにさせていただいておりますので、今回もう1回先生方に見ていただいて、もう少し衣装とか詳細に見ていただこうと思っております。

○高田委員 今月の『ジュニア区報』に野尻さんが書いていたのがとてもよかったです。

○ふるさと文化館長 ありがとうございます。

○高田委員 この稲田姫と素盞雄神社のことをいろいろ書いてあります。

○高野委員 僕の出身の町は、素盞雄命とか天照御命神様などの人形が5～6体位あって、祭りに陳列します。それを保存するところがなくて、実家に保存していた時の記憶があります。かなり傷んでおり、修復したと聞いています。きちんと保存されていたように思っていたのですが、1年に1回の祭りに展示され、時代ものですから傷むのでしょう。ちょうど同じような作品ですので、貴重な文化財ですので、大切にしたいものです。

○ふるさと文化館長 はい、ありがとうございます。

○高田委員 これは、文化財として指定されると修理の補助金が出るのですか。

○ふるさと文化館長 はい。指定文化財でないと修理の補助金は出ません。稲田姫につきましては、指定文化財になっておりますので補助金の対象になると思います。

○高田委員 よかったです。

○教育部長 今回の修理の主眼はその衣装ということですか。

○ふるさと文化館長 衣装と、顔にちょっと亀裂が入ったりしていますので。文化財の指定文化財のときに見ていただいた大妻女子大の是澤先生のお話ですと、もしやってもらうのだったら、荒川区内の人形師の方が、技術があると言われました。

○教育部長 やはり人形師さんになるわけですか。

○ふるさと文化館長 はい。高久さんだとか、その頭をつくっている人形師さんにやってもらった方がいいのではないかという御意見もいただいています。

○教育長 胡粉を使うのでしょうか。

○ふるさと文化館長 そうです。ですから、可能であれば高久さんにも調査のときに、一応こっちの職人さんにも見ていただいて少し御意見をいただけたらどうかなと思っております。

○委員長 着物は、今ではつくれないということなのですからけれども、技術というのは蓄積されるような気がします。今再現できないというのはやはり経費的な問題があるのですか。経費をかければどうにかなるということですか。

○ふるさと文化館長 そのときもちらつと言っていたのですが、つくると恐らく1,000万とかしてしまうというのは、金糸、銀糸を使っているからなのだと思うのですが、そのことでもなかなかこれをやる職人はいないよという言い方だったかもしれません。

○委員長 そうですね。

○ふるさと文化館長 ですから、もしそのままを使うとすれば裏打ちをすとか、また違う仕方では後ろを補強して着せるというやり方になってくるのだと思うのですけれども。ただ、先ほどほかの地域の祭りでの山車人形の話が出ましたが、通常は引き回すので、いつもこうメンテナンスして新しいものを、きれいにして引き回すのです。だから、どんどん衣装が変わっていくのですが。

○委員長 そうですか。

○ふるさと文化館長 この場合はもう明治時代の終わりぐらいには引き回すのをやめてしまっていますので、ずっと飾っていたのです。それで幕末以来の状態が残っている。是澤先生のお話だと東京都内でもこれだけ昔の状態が残っているのはまずないので、もうちょっと上の文化財でもいいのではないかというようなお話もいただいております。だから、とても価値が高いというふうで……。

○委員長 価値が高いということですね。

○ふるさと文化館長 はい。

○高田委員 明治に、鉄塔や電線の関係で東京の山車人形は引き回せなくなって、要らなくなって地方の方に随分売られていったのです。

○委員長 そうですか。

○ふるさと文化館長 そうですね。荒川区内でも越生町に売られている人形ですとか、あと群馬県

の方に売られてしまった人形ですとか確認しておりますので、随分流出したようです。

○委員長 お話を聞いていると荒川区は本当に貴重なものがありますね。

○ふるさと文化館長 はい。

○委員長 有形も無形も非常に貴重なものがあって、やはりそれを後世に伝えるというのは、荒川区民だけではなくて、日本全体にとっても非常に貴重という気がいたします。お金はかかりますけれども、ぜひ、修復をしていただきたいと思います。

○ふるさと文化館長 はい。

○教育部長 野尻さん、今この実物を見られるのですね。

○ふるさと文化館長 はい、素盞雄神社に飾ってあります。

○教育部長 もし先生方お時間があればですが、帰りがけに素盞雄神社へ寄って実物を見ていただければ。

○委員長 帰りがけ、そうですね。

○教育部長 今であれば御覧いただけます。

○ふるさと文化館長 はい、見られます。もしお寄りいただけるようであれば御案内いたします。

○委員長 そうですか。

○教育部長 今のお祭りの時期にしか、ふだん見られないですから。

○ふるさと文化館長 そうです、はい。

○委員長 これは、小学生が見に行くというのもあるのですか。何か教育に使うとか。

○ふるさと文化館長 実は保存会の方で、昨年9月に峡田小学校で子供まつりのようなことを町会でやったのですが、そのときにみんなに見せてあげたいということで、小学生の前で組み立てました。そのお祭りの時間帯だけ飾っていたのです。ですから、地域の人、子供たちは多分あのお人形のことを知っているとは思っています。

○委員長 そうですか。

○ふるさと文化館長 ただ、何の人形か、稲田姫が何なのかというのはあまり知られていないということで、今回『ジュニア』に書かせていただきました。

○高田委員 人形の顔がちょっと寂しい顔をしているのです。

○ふるさと文化館長 そうです。あと怖いという声もあります。でも、下から眺めるととてもいいお顔です。人形というのは同じ目の高さで見るとはなくて見上げる感じで。

○委員長 見上げるものですか。

では、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、続きまして「第3回荒川区ドッジビーチャレンジ大会の開催について」、説明

をお願いいたします。

○**社会体育課長** では、「第3回荒川区ドッジビーチャレンジ大会の開催について」御説明させていただきます。

骨子でございますが、年齢・性別を問わず、だれでも楽しめるコミュニティスポーツであるドッジビーのさらなる普及と区民の健康増進を目的としまして、ドッジボール形式のゲームを行うドッジビー大会及び体験会を開催するものでございます。

目的でございます。子供から大人まで楽しめるコミュニティスポーツを通じて、区民の運動能力向上や運動好きな子供たちの育成を図るものでございます。

開催日時は6月17日の日曜日、午前中が体験会と遠投記録会を行います。午後からがディスクドッジ大会、競技会でございます。5時まで行う予定でございます。

対象は小学生以上の区民ということになってございます。

開催場所は、スポーツセンターの大体育室になります。

主催は、行政側とスポーツ推進委員会が主体となって主催させていただきます。

部門ですが、小学生の1年生から3年生までの低学年部門と、4年生から6年生までの小学生高学年部門と、それを合わせてフリー部門ということで、小学生に大人もしくは中学生が加わって構わない部門をつくってございます。

実績でございますが、2年前の第1回大会では17チーム、226名の参加がございました。昨年の大会では25チーム、312名と増えてございます。

参加費につきましては、保険料としまして1人50円徴収する予定です。

表彰としましては、各部門の3位までのチームを表彰させていただく予定です。

予定でございますけれども、ドッジビーにつきまして、指導員の要請があれば体育指導員を派遣して練習会をしていただきたいと思いますと思っております。5月25日まで大会の参加チームを募集してございます。6月17日に大会を実施しますが、それ以降もドッジビーに関しまして練習をしたい、指導を受けたいということがありましたら、スポーツ指導員を随時派遣して指導する予定でございます。

添付の通知につきましては、各小・中学校に配布しましたチラシ並びにチラシの配布依頼文書でございます。

説明は以上でございます。

○**委員長** ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** では、続きまして「学校パワーアップ事業の成果報告について」説明をお願いいたし

ます。

○指導室長 学校パワーアップ事業の実施等につきまして御報告をさせていただきます。

骨子でございます。平成23年度「学校パワーアップ事業成果報告書」がまとまったので報告をさせていただきます。

内容でございます。1、本事業の概要。本事業は、各学校が、荒川区学校教育ビジョンに基づく学校教育の実現に積極的に取り組むために、校長の予算執行上の裁量権を大幅に拡大し、各学校の教育活動の活性化を図るものであります。

本事業は、次の3つの柱により取り組むものであります。

(1) 学力向上マニフェスト。校長の学校経営方針に基づき、教員の授業力向上策や子供の学力向上策など、確かな学力の定着・向上を図る取り組みを各校が「学力向上マニフェスト」としてまとめ、保護者・区民に公表をいたします。予算につきましては、教育委員会査定としております。

(2) 創造力あふれる教育の推進。校長の予算裁量権を拡大し、学校教育ビジョンの掲げる心の教育、健康や体力づくり、地域社会と一体となった教育を推進するために、各校の特色ある教育活動をより充実・活性化させるというものでございます。予算につきましては1校を100万円としております。

(3) 未来を拓く子供の育成。個性や可能性を開花させる教育を一層充実させるため、学校の提案によるすぐれた特色ある企画・実践に対して、必要と認める予算を配当し教育効果を上げます。予算は教育委員会査定とさせていただきます。

本事業は、第2期平成23年度から25年度までの3年間を予定しております。各学校における平成23年度「成果報告書」の成果と課題を踏まえて、平成24年度はさらなる改善・充実を図るものであります。

2番、平成23年度本事業の実施概要についてでございます。(1)の学力向上マニフェストにつきましては別紙の1のとおりということで、1枚めくっていただきますと横判のもので別紙1「学力向上マニフェスト」実施概要、学校、行政順に学校が並んでおりまして、本年度の指導の重点、それに対する成果ということで各校の成果をまとめさせていただきます。

(2)の創造力あふれる教育の推進、(3)の未来を拓く子供の育成につきましては、何枚かおめくりいただきまして、下に8ページと打ってあるその次に別紙の2、「創造力あふれる教育活動の推進」「未来を拓く子どもの育成」の実施概要ということで、これも学校別にそれぞれの事業名と、こちらにつきましては取り組み状況を載せさせていただきます。

レジュメに戻りまして、今後の予定でございますが、平成24年7月に文教・子育て支援委員会に今年度の計画と一緒に報告をさせていただきます。また、区（教育委員会）及び各学校の

ホームページにて、平成24年度学校パワーアップ事業計画書を公開いたします。

また、平成25年2月には、各学校の本年度の取り組みを検証する自己評価及び外部評価で検証するという予定になっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

○教育長 このマニフェストの実施概要の中に、特に中学校を見ていただくと、例えば第一中学校の成果というのが全然具体性がないのです。「国語は都・区とも上回った」とか、理科が区をどれだけ上回ったかという書き方が、3つしか書いていない学校があったり、四中の「大変落ち着いて教育活動ができた」ということも、大変落ち着いたのだけれども、1年生、2年生、3年生、どういうふうに落ち着いたとか、九中も「学力調査は大変残念な結果になった」と書いていますが、もっと具体的に書かないと今後の対応がはっきりわからないので、こういうことをもっときちんとやっていきたい。

それから、家庭学習の習慣が3割程度の達成だったというのは、これは本当に悲しいです。全校で3割しか家庭学習していないということは、学年別にどうだったとか、これは狭い範囲だから書けなかったのかもわからないけれども、もう少し具体的に数値目標で書いていかないといけないなということを私自身も反省いたしました。

中には本当にわかりやすくきちんと書いているところもありますが、その成果の書き方が「基礎学力の定着」、どれだけ定着したかというのをその数値目標で書かないと、1年生、2年生、3年生それぞれどうだったのかというのも、こういうこともなかなか日本語で難しいのだけれども、「学習意欲の醸成」と書いてありますが、それは目標ではないかという感じがするので、ぜひこれについても今後もう少し具体的に数値目標を出したり、学年別に出してみたりする必要があります。

○教育部長 教育長の発言に若干補足をさせていただきたいのですが、私自身も非常に問題意識を持っています。パワーアップ事業、3点ありまして、創造力あふれる教育の推進ですとか、未来を拓く子供の育成については、それぞれ学校長の経営権の範囲内ということなのですが、少なくとも1番の学力向上マニフェストについては、これはある意味子供の学力をこれだけ向上させるための施策をして学力を向上させますというお約束ですので、そうすると当然成果指標としては、こういう事業をやったことに伴ってこれだけ児童・生徒の学力が上がりましたということが目標値になってこなければいけないのではないかなと思っています。

ところが、現状の成果のところを見ますと、こういう取り組みをしましたという実績の結果がほとんどになっていて、そういう取り組みをした結果、ではその児童・生徒の学力がどうなったのだと、どういうふうに変わってきたのだというところまできちんと挙げてきている学校が

まだ少ないという現状があると思っております。

今年度については目標の設定時にそういうことを十分に考慮しながら、学力向上マニフェストについては目標設定をしてほしいということで、今、ヒアリングをしている最中でございます。

来年度についてはもう少し変わった形で、子供の学力がまさに相対的にどうなったのだということがわかるような形でお示しをしたいと思っております。

○**教育長** 三中のようにやっていただくと、大分わかりやすくなってくるのですが、三中とよそを比べてみたらわかると思います。

○**高田委員** 具体的に書いてあります。

○**教育長** はい。

○**高田委員** 達成の後にこういろいろと、8割達成とか、達成度だけの報告ではちょっと……。

○**教育長** 一中も本当にわからないです。

○**教育部長** 研究授業を実施して、ではその結果、子供の学力にどうやって反映されたのかまで書いてもらわないと、少なくとも学力向上マニフェストの目標、成果指標としてはやはり足りないと思うのです。研究授業を何回やりましただけではだめで、その結果子供たちの学力にどれだけ向上に寄与したのかということ、なかなか全部一概にそういう数値化できるものではないと思いますけれども、少なくとも、であれば総体としてこういういろいろなさまざまな取り組みを通じて、最後子供たちの学力をこれだけ上げますよという目標があって、それに対して最後到達したのか、していなかったのか、やはりここではそういう目標を立てるべきだと。それは強く思っておりますので、そういう問題意識で今年度のヒアリングを行っております。

○**高野委員** 僕も賛成です。それから、全国テストの成績が落ちている教科があります。そこを重点的に、年度目標を立てて、それが推移したかを見ることになると思います。

○**教育長** はい。それはそうですね。

○**高野委員** そういう各論と言うか、具体的な目標をつくっていただいて、抽象的な目標を掲げるのではなくて、これとこれとこれを挙げるとか、そしてその成果はどうだったかと、具体性が出てきていいと思うのですけれども。

○**教育部長** まさに高野先生がおっしゃるとおりで、今年度の学校パワーアップ事業の学力向上マニフェストの成果指標については、学力調査、都の学力調査もありますし、区の学力調査もありますし、国の学力調査もあります。すべてが学力調査ではかれる学力ばかりではないのですけれども、やはり指標の一つとしてはそういうものも挙げてくださいということで、学校へは投げ出しはしてあります。

○**高野委員** 挙げてあるのですね。

○**教育部長** はい。投げ出しはしてあるのですが、なかなかそういう指標をまだ挙げてこない学校

もありますので、そういうところについてはヒアリングの中で指導をさせていただいているところでございます。

○高野委員 怠慢ですね。それはやはりちゃんとしないといけない。

○委員長 学力調査の数値を目標として学力のアップを図るのは難しいことです。恐らく、学力調査の中で上と下があるとすると、やはり下の部分の底上げが非常に重要です。

それから考えていくと、例えば家庭教育、家庭学習の習慣化が今年も3割程度の達成であったと書かれていて、やはり家庭学習の習慣は大切ですが、現実問題としては非常に難しい状況にあることをこれは意味していると思うのです。

そうすると、成績不振者に対する補習は学校によってはやっぺらっしやる。例えば三中ではやっぺらっしやるのですけれども、ほかの中学校でそれができないのかなという思いもあります。

○指導室長 今回の学力向上マニフェストの学校側の打ち出しの中では、補習で指導員をつけることにこの予算を計上してくる学校もかなり見られます。

○委員長 そうですか。

○指導室長 そういう取り組みはしております。やはり学校側も学力の低い部分をどうやって底上げしておこうかということが1つのターゲットには当然なってきたております。

○委員長 そうですか。

○指導室長 はい。

○委員長 やはり中学校は義務教育の最終の段階ですので、ここで学力をしっかりつけないと、卒業後はなかなか難しい時期に入っていきます。

○教育長 本当にそうです。これを見ていると、本当によく取り組んでいる学校と取り組んでいない学校、この成果目標を見ていただくと本当によくわかりますので、そういう意味では今回はきちんと統一した項目もつくって、全校がパッと見たらわかるような統一したマニフェストで、これは都の学力とか区の学力と統一されていますので、そういうのも全部一応表にして、それで去年はどうだったか、今年はどうだったかという形で、それに対してどういう対策を練っていくかとか、補充学習をやるとか、家庭、毎日宿題を出すとか。ある小学校では、宿題を忘れた子は全員残して最後までやらせませうと言っているのです。そういうところは上がってきているのです。どうしても家でやれない子は学校で残して、できるまでやらせて帰すという方向です。

そうすると学力が上がっていますので。そういうことをやっている学校もあります。中学校のように部活だけやればいいのかなんていう学校もあるので、そうではなくてやはりもう少し統一する。教育委員会としては、こことここは全員出してくださいという成果のものは、一応改善点は項目を絞っていきたいと思っています。

○高野委員 本当にそのとおりだと思います。医師の場合、国家試験というハードルがあるので。それで評価されるのは、その各大学のパーセンテージなのです。そうすると、どうしても下の者がいるのです。それを底上げしなければならない。それは家庭教師的な補講です。予備校に行くというのもありますけれども、予備校よりもやはり大学の中、あるいは学校の中で丁寧に面倒を見てやれるという方法、底上げをするのが一番だと思います。丁寧に補講をやらないとだめです。

そして、家庭学習する子供が30%しかないというのは、公共施設を、図書館を活用してもらうとか、何かうまく使うとかそういう場の提供もしないと、やれ、やれだとなかなか難しいので、先生方が本当に手を差し伸べてあげないと……。

○教育長 貴重なお金を使っていますので、やはり真剣にこれはやっていかないといけないなど思っています。本当に取り組んでくれているところは取り組んでくれているのです。だから、小学校で成果が上がっているところは、やはり子供を早く学校によこして、体を動かすことによって早く寝る習慣がついて、生活習慣がよくなって、それで調べ学習にも取り組んで学力が上がっていくという。

ですから、いい例をぜひ学んでほしいと言っているのだけれども、いい例をなかなか学ばない、学ぼうとしない。それが一番いけないのです。いい学校の例を学んで、それをまねして自分はその以上になってやろうという形でプラスアルファの違うことをやっていただければいいのだけれども、そういうことをやはりやらないといけないなということを、こちらも指導指針をしっかりやっていきたいと思えます、今年は本当に特に厳しく、学校も抜き打ちで見学させてもらおうと思えます。中学校は新しい教育課程で電子黒板も、全部教科書が変わりましたので、そういうことも含めて活用ができてくると思っていますので。

○教育部長 一つ大きな問題は、学力をはかる物差しそのものがなかなか国の学力調査もそうですし、都の学力調査もそうですし、一定ではないのです。ごく特定の学年だけで、それも何年かに一度、はかり方が変わってしまったりするとなかなかそれが非常に難しいのですけれども、でも学力調査という名前である以上は、やはりそれで一つははかるしかないのかなと思っています。

あとは、例えば荒川区の学校は、どこも学校図書館が充実していて、学校図書館をどうやって活用していこうかというところで皆工夫をされていて、子供たちが非常に本をたくさん読むようになってきているのですけれども、ではその成果がどう学力に結びついているのかというところをなかなかはかれないのです。そのあたりについても指導室とも相談しているのですけれども、どう具体的に子供たちの学力に実際にこうつながってきているのか。何かはかる物差しが欲しいというところは、今これから研究していかなければいけないところかなとは思っているのですけれども。

- 高野委員 それと、成績の良い子供たちは自主的に勉強すると思いますが、ボトムアップするには、丁寧に指導する必要があります。
- 委員長 学校で補習をしますという場合に、補習に参加する学生さんたちというのは比較的熱心というか、どうなのでしょう。
- 教育長 特に中学校の場合は、土曜、夏休みに補充授業とかやるのですけれども、そういう子が参加して、一番来てほしい子が結局来ないのです。それが一番の課題で、部活も並行してやっているのだけれども、夏休みだけやるのでは効果が上がりません。やはり毎日が大切なのです。だから、毎日朝学習をやったら、毎週月曜日にテストをして、テストができるまで放課後は残って、何回もテストをすれば上に上がるのは確実なのです。
- 指導室長 参加者は希望制をとっているところも多く、結局自分が意欲を持って参加して成果を上げてということなのですけれども、それでもやはり教員の方で見ていて、この子はやはり必要だと、なかなかこう自分で勉強ができないのでという子供については声もかけていますし、参加するような働きかけは、多くの学校で行っております。
- 委員長 そうですか。
- 教育長 小学校はそれが徹底しているのです。中学校がそれを徹底できないところが課題です。だから、中学校には本当にもっともっと真剣になってやってもらわないといけないと思います。
- それから、教科書を持ってくるとか、筆記用具を持ってくるとか、授業中寝ていたらと起こすとか、そういう基本的な授業規律を守らなければいけません。ひどいところは一つのクラスで3人が寝ていても平気で授業をやっている学校があります。そういう子は、多分夜中の1時、2時までゲームで遊んでいたり、そういうケースもあるのです。
- だから、そういう子については、やはり家庭学習をやらせて、やってこなければ何でやってこなかったのか毎日毎日点検していくということが必要なのです。やらせないと倍率の少ない都立高校に入っても、結局、大体皆中退しているのです。
- 高野委員 それは、もったいないですね。
- 教育長 もったいないです。本当に真剣にやっていきたいと思います。
- 高野委員 今年の重点は中学生の教育ですから、僕たちが助言できれば、また実際に行って何かできればと思います。
- 教育長 そうです。なるべく中学校を会場として、授業見学をした後にこの会議を校長も交えてやっていくということも必要だと思います。
- 委員長 そうですね。
- 教育長 だから、特に課題がある学校から始めていきたいです。

○**教育部長** 後でお時間をちょうだいして、日程のところでもそういうことも含めてご議論いただければと思っています。

○**委員長** では、よろしいでしょうか。

続いて、「公立学校教職員の処分について（報告）」ですが、人事に関する案件でございますので、会議規則第12条の規定により秘密会とすることに異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** 異議ないものと認めます。

本件については秘密会といたしますので、一度委員会を閉めさせていただきます。本件の所管以外の方は退出をお願いいたします。

〔事務局職員退室〕

〔報告事項エ非公開により審議終了後、事務局職員入室〕

それでは、委員会を再開いたします。

その他の報告事項ですが、「5月から7月までの教育委員会関係主要行事」について配付資料のとおりでございますが、これに関して何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長** ないようですので、予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ございますか。

○**教育総務課長** 平成24年度の教育委員会の日程が御手元にあるかと思うのですがけれども、定例会の7月13日金曜日なのですけれども、こちらの会場が変更になってございます。この特別会議室ではなく、3階の議員待遇者控室ということで、7月13日は会場が変更となりますのでよろしくをお願いいたします。

○**高田委員** すみません、7月13日は休ませてください。

○**教育総務課長** はい、わかりました。

それから、先ほど中学校の視察というお話がございましたので、できれば6月22日金曜日に中学校の視察をしたいということで今予定をしておりますので、学校と調整をして、日程が合えば6月22日に学校で実施していきたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○**高野委員** いつですか。

○**教育総務課長** 6月22日金曜日に中学校の方で教育委員会を行う予定です。

○**高野委員** わかりました。どこの中学校かはまだわからないのですね。

○**教育総務課長** はい。これから調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ほかに何かございますでしょうか。

では、ないようですので、以上をもちまして教育委員会第9回定例会を閉会いたします。

—了—